

中部運輸局自動車交通部

令和4年9月1日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

藪田、安田 TEL 052-952-8082

中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当

風岡、川田 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

タクシー事業者を事業停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して特別監査を実施し、道路運送法違反を確認したため、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：森町タクシー 合資会社（無限責任社員 鈴木 邦彦）

住 所：静岡県周知郡森町森910

営 業 所：本社営業所（住所地に同じ）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和4年9月1日

処分内容：①事業停止処分（30日間）

②文書警告

3. 監査端緒

令和3年度のタクシー事業者に対する集中監査結果を踏まえた安全管理体制の徹底を図るために、「タクシー事業者自主点検表」の提出を求めたところ、選任されている運行管理者が退職しており、運行管理者が全く不在の状態であることが判明したため、同社の本社営業所に対し監査を実施したものの。

4. 主な違反内容及び違反条項

- ① 運行管理者を選任していなかった。
(道路運送法第23条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項)
- ② 運行管理者の解任の届出をしていなかった。
(道路運送法第23条第3項)
- ③ 点呼を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)
- ④ 運転者証を返納していなかった。
(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・ 当該行政処分により付された違反点数 30点
- ・ 当該事業者の累積違反点数 30点